

2012年11月16日

〇〇党 御中

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク
会長 伊藤 譽志男

食品表示一元化に関する政策アンケート

私どもは、食の安全・安心に対する要求が高まっている中で、食の安全・安心にかかわる知識の創造、収集・整理、啓発、研究支援等を行い、これらに対するネットワークを構築することを目的とする特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

消費者庁が中心となって進められております食品表示制度の一元化にあたって、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法に止まらず、食品表示に関連する景品表示法や酒税法なども取り込み整理することが消費者のみならず事業者からも期待されていました。しかし、当初から予想されていたこととは云え、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」で示された新食品表示制度は、3 法の一元化に止まっており、極めて残念です。

当初、食品表示課から「〇より多くの消費者の合理的な商品選択に資すること。〇食品の安全性に関する情報等が容易に認識できること。〇国民の適切な栄養摂取その他の国民の健康増進を図ること。等」が新たな食品表示制度の目的として示されました。検討会で、「食品の安全性確保がなされた上で、消費者の適切な商品選択に資する」という観点で主張して参りましたので、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」で、今般の法改正が、「食品表示に係る 3 法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法（仮称）を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現。」であるとされたことに対して、一定の評価をしています。

3 法の一元化にあたり、私どもは、(1)食品衛生法第 28 条の調査権限（臨検・収去）を JAS 法や健康増進法に基づく調査にも適用すること、(2)JAS 法にある申出制度を食品衛生法や

健康増進法にも適用すること、(3)食品衛生監視員による監視指導を食品表示に対しても、従来通り実施すること、また、都道府県の監視指導計画の策定に関与すること、(4)輸入食品の表示についての監視を輸入時に検疫所で実施できるような予算措置（人員増を含む）を講じること、（特に、食品中のアレルギーの検疫時の検査は急務と考えます。）(5)執行に当たっては、国民生活センターの抜本的な拡充は無論のこと、厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所、農林水産省の農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等の専門的な技術支援は不可欠ですので、新制度発足後もこうした組織の支援体制を明確にすること、（私どもは、単純な「執行体制の一元化」には反対します。）、(6) 健康増進法に基づく栄養表示の義務化に当たって、義務化される栄養成分の表示法の規程を早急に示すことを求めます。

新法が成立し、食品表示が 3 法の範囲で一元化できたとしても、これまでの消費者や生産者の具体的な要求は何ら実現されません。そのため、以下に示す具体的な個別の案件について、個別の検討会等を早急に立ち上げること及び検討会等を立ち上げるための予算措置を求めます。また、多くの消費者が検討会等に参加できる措置を講じることも求めます。

- ・原料・原産地表示の対象を拡大すること。
- ・一括名や簡略名等の食品添加物の表示制度を見直すこと。
- ・遺伝子組換え食品・食品添加物の表示制度を見直すこと。
- ・アレルギー表示の対象となる特定原材料の拡充。
- ・固有記号による製造者の表示制度の廃止及び輸入食品の製造者の氏名と住所を表示させること。また、固有記号の廃止の前に、届出制を登録制に改正すること。
- ・保存温度を変更した食品については、製造日の併記、及びそうした食品の期限表示（消費期限、賞味期限）の設定根拠の指針（ガイドライン）の策定。
- ・照射された旨（マーク）の表示の徹底。
- ・放射性物質については、規制値以下であっても、乳幼児が摂取する食品に対しては表示する旨の指導。

さらに、消費者に直接提供されない食品添加物製剤および中間原料の表示についても、並行して検討することを求めます。

また、公正競争規約を有していない食品関連業種についても、公正な競争が維持されるための公正競争規約が制定されるように、行政指導していただくことを求めます。

最後に、景品表示を取り込まなかった新食品表示法が景品表示法を阻害することに繋がらないことを望みます。私どもは、本年9月28日に消費者庁から公表された「有限会社藤原アイスクリーム工場に対する景品表示法に基づく措置命令について」の「対象商品について行なっていた濾過、低温乾燥加工、混合及び充填は、対象商品の内容について実質的な変更をもたらす行為とは認められない。」との判断を評価します。消費者の誤認惹起に繋がる食品事業者の行為が早期に一掃されることを期待します。

私どもは、食品表示に関する新たな制度の確立は、消費者のみならず生産者、中でも農林水産業に従事される多くの方々の要求とも一致するものであり、日本再生戦略の一環であるとも考えております。

そこで、食品表示一元化に関して、御党の政策あるいはお考えをご教授下さい。総選挙前で大変ご多忙中と拝察いたしますが、11月30日迄に、要点のみでもご教授下さい。

尚、ご教授いただきました書面は、ホームページで公表させていただきます。

宜しく願いいたします。

連絡先：

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク（大阪府指令府活 2-271 号）

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1318 島根ビル5階

事務局長 中村 幹雄 (mikio-nakamura@mopera.net)

電話：06-6311-1494 FAX：06-6311-1484 携帯電話：090-3280-4181